

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 復興庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）	
要望項目名	帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の延長	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 避難指示解除区域や、現在整備が進む特定復興再生拠点区域等において、空き地・空き家等の有効かつ適切な利用により、地域利便の増進に寄与する公共施設の整備を促進することで、生活環境の向上、賑わいの創出等まちの機能の再生・向上を図り、以て原子力災害により避難した住民の帰還及び新たな住民の移住等を促進すべく、帰還・移住等環境整備推進法人が行う公共施設（公園、広場、集会施設、休憩施設等）の整備又は土地等の集約化のために、帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等に、当該土地等に係る地方税についての特例措置を講じている。</p> <p>・特例措置の内容 以下の特例措置について、その適用期限（令和4年3月31日）を3年間延長し、令和7年3月31日までとする。</p> <p>【不動産取得税】 帰還・移住等環境整備推進法人が、地域利便の増進に寄与する公共施設等の整備のために、当該公共施設等施設の用に供する土地を取得した場合、不動産取得税の課税標準の1/5を控除する。</p> <p>【固定資産税・都市計画税】 帰還・移住等環境整備推進法人が、地域利便の増進に寄与する公共施設等の整備のために、土地等を取得し、又は無償で管理の委託を受け、公共施設等を整備した場合、当該土地等に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を1/3とする。</p> <p>地方税法附則第11条第16項、同法附則第15条第38項</p>	
関係条文		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲0.32) [平年度] — (▲0.74) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 原子力災害により、かつて避難指示が出されていた区域（以下「避難指示解除区域」という。）や、現在整備が進む特定復興再生拠点区域等において、空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、生活環境の向上、賑わいの創出等まちの機能の再生・向上を図り、もって原子力災害により避難した住民の帰還及び新たな住民の移住等を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興及び再生については、福島に置かれた特殊な諸事情と、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきであるとの考えの下、福島復興再生特別措置法に基づき、法や税の特例措置、予算措置等の各種施策を講じている。</p> <p>そのなかで、令和2年3月までに、帰還困難区域を除き全ての避難指示が解除されたことを踏まえると、これまで避難していた住民の帰還等に向け、商業・サービス、介護・医療、コミュニティ活動支援等の生活環境の整備に係る施策の重要性がより一層高まっている。また、令和3年4月に施行された改正福島復興再生特別措置法においては、住民の帰還に加え、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策が福島復興再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の対象に追加される等、住民の帰還・移住等の環境整備に係る施策の重要性がより一層高まっているところ。</p> <p>しかしながら、多くの被災市町村においては、住民の帰還等が進まず、家屋解体等の進展により、空き地・空き家等が多く存在し、地域の活力の低下、景観の悪化等、生活環境の向上やコミュニティ形成、賑わいの創出に当たって課題となる状況が生じている。</p> <p>当該市町村における空き地・空き家等が生じる要因としては、所有者は潜在的には売却、賃貸等の意思を持ちながらも、長期避難の影響で土地利用ニーズが小さいことや、手間に見合うだけの価値が見込めないためにそのまま所有し続けるという消極的な理由によるものであるため、自然状態に委ねていても、当事者による利活用に向けた積極的な行動を期待することは難しい。</p> <p>このため、空き地・空き家等の利用を促進し、生活環境の整備を図り、住民の帰還・移住を推進するため、行政や、行政に代わって多様なニーズを捉えてまちづくり活動を行う帰還・移住等環境整備推進法人が、空き地・空き家等の利用の意向や動向を捉えた上で、種々の事業に取り組むことが求められる。</p> <p>このような観点から、帰還・移住等環境整備推進法人がより円滑に業務を遂行すべく、住民等が帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡等する場合のインセンティブを与えるとともに、帰還・移住等環境整備推進法人が土地等を取得した場合の負担を軽減する必要がある。</p> <p>このため、特例措置を延長する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○復興庁政策体系 施策(3) 原子力災害からの復興に係る施策の推進
	政策の達成目標	空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、生活環境の向上等まちの機能の再生・向上
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	これまで、個々の住民が帰還できる環境を整備することを重視して、除染・家屋解体やインフラ整備を進めてきたところ。 また、特定復興再生拠点区域においては、令和4年度から5年度にかけて避難指示を解除することを目指し、現在、集中的に除染・家屋解体やインフラ整備を進めているところ。 避難指示解除区域及び特定復興再生拠点区域においては、住民の帰還が進まず、まちが本来有していた機能の再生についても道半ばであるため、今後、移住促進施策と相まって、空き地・空き家等の活用を促進し、まちの機能の再生・向上に取り組む必要がある。
有効性	要望の措置の適用見込み	4件/年
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡又は無償で管理を委託しようとするインセンティブが働き、その促進が図られることで、生活環境の向上、賑わいの創出等のまちの機能の再生・向上が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置（所得税、法人税、登録免許税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）（令和3年度予算額2.3億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置は、市町村や帰還・移住等環境整備推進法人が、原発事故に伴い避難したこと等により発生した空き地・空き家等の既存ストックについて、所有者特定のための調査や、当該空き地・空き家の利活用による公的施設整備（用地の取得は除く。）を行うものである。 一方、本措置は、住民等に対して帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡又は無償で管理を委託するインセンティブを与えることにより、空き地・空き家等の利活用を促進しようとするものである。
	要望の措置の妥当性	上述の通り、生活環境や賑わい等まちの機能の再生・向上は道半ばであり、移住促進施策と相まって、上記予算措置と組み合わせ、空き地・空き家等の利用促進のための措置が総合的に講じられることで、高い効果が期待できるものとする。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>令和元年度 0件 令和2年度 0件</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>令和元年度 ①適用総額の種類 課税標準（不動産の価格） ②適用実績 0千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置により、帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡又は無償で管理を委託しようとするインセンティブが働き、その促進が図られることで、生活環境の向上、賑わいの創出等のまちの機能の再生・向上が図られる。</p>

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、生活環境の向上、賑わいの創出等のまちの機能の再生・向上</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域においては、住民の帰還意向が低いことから、未だに空き地・空き家等が多く存在し、その有効な活用方策が見いだせない状態が続いている。今後は、新たな住民の移住等の促進が必要であり、移住促進施策と相まって、空き地・空き家等の活用促進を進める必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和元年度：創設 令和3年度：拡充</p>